

文化審議会第4期博物館部会（第4回）

令和5年2月13日

【島谷部会長】 それでは、御多忙のところにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、本日もオンラインでの会議になりますので、改めてオンライン会議の注意事項について、事務局から説明をしてください。

【事務局】 事務局です。今回もオンライン会議になりますので、冒頭、注意事項を述べさせていただきます。

発言するときを除き、常時ミュートにさせていただくようお願いします。

カメラは全員ビデオをオンにさせていただきまして、通信が不安定といった場合は、ビデオを停止するなど処置をお願いいたします。基本はビデオをオンでお願いいたします。

また、発言する場合は、挙手ボタンを押していただくか、あるいは御自身の名前を述べていただき、発言する旨を部会長にお伝えください。また、議事録作成のために速記者を入れておりますので、発言の際はお名前を述べてから発言をよろしくお願いいたします。

もしオンラインでトラブル発生した場合は、事務局のほうに電話をお願いいたします。

傍聴の皆様は、必ずビデオはオフ、音声もオフにしてください。よろしく申し上げます。

以上です。

【島谷部会長】 本日は、太下委員が業務の都合のため欠席となりますので、8名の委員で部会を開催いたします。

それでは、議事に入ります。まず、本部会でも議論しました、今後の博物館資料のデジタルアーカイブ化の進め方について、部会委員の佐々木委員、太下委員の下で博物館DXに関する検討会議を立ち上げ、その考え方について議論をいただいたと承知しております。今回は、その検討会議で取りまとまりました「博物館DXの推進に関する基本的な考え方(案)」につきまして、佐々木委員より御報告をいただき、意見交換をしたいと考えております。

さらに、新たな博物館法制度の施行に関して、改正博物館法施行に係る政省令の改正が公布されました。改正する政省令につきまして、事務局から報告をいただきます。また、改正博物館法を踏まえた令和5年度の博物館関係予算並びに税制などの全体像が確定いた

しましたので、その報告と、今年度からリニューアルをした文化庁主催の学芸員等の研修の実施状況についても事務局から御報告いただきます。最後は、来年度以降、本部会で議論していく検討事項等について議論をしていきたいと考えております。

それでは、議事1としまして、博物館DXの推進に関する基本的な考え方（案）について、佐々木委員から資料1について御報告をお願いいたします。

【佐々木委員】DXの検討会議について御報告申し上げます。時間が限られておりますので、要点に絞ってお話しします。

このDXに関する検討会議でございますけれども、この部会から提起され、DXに関わる専門家の皆さんを招いて3回の会議を重ねております。この部会から太下委員と私、そしてこちらお名前が挙がっておりますが、DXに関わる専門家の皆さん、例えば、著作権法ですとかシステム関係の情報工学、また分野も自然から人文まで様々な方々、特に実践をされていて実務に長けた皆さんと話し合いを重ねてまいりました。

今回3回の検討ですので、詳しい手引やガイドラインに至るというよりも、その手前の論点整理と、その論点に基づく方向性について確認できたかなと思っております。その点については、博物館DXに関する見取図のようなものは、ある程度は描けたのではないかと考えております。

では、1ポツの改正博物館法の成立と国内外の動向についてですが、これもこの場で言うに及ばずではございますけれども、確認のため、この法改正において、デジタルアーカイブに取り組むということが明確になったということでございます。

2番目の丸のところでございますけれども、この公布の通知でより端的に、デジタルアーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のための資料をデジタル化するということが周知されたということであり、博物館のDXという広い取組ではありますけれども、私どもの検討会としては、ここにあることを中心の議論を進めていったということでございます。

国内外の動向等については省略いたしまして、次に2ポツのDXの現状と課題に飛んでいただきたいと思います。こちらの課題については、4番目の丸の現状について確認していただきたいと思っております。この「しかしながら」というところです。実態はどうかということなんです、デジタルアーカイブの実施館というのは4分の1にすぎないというところがあります。また、日博協の総合調査での実態がここにあります、類似施設を含んで、8割の施設でICTを利用した新しい展示方法を導入できていない。77.5%、8割弱がWebサイトでの

資料情報公開が不十分。また、7割強が資料や資料目録のデジタル化が進んでいないという、そういった現実が一方ではあるわけでございます。次のページにも続けてありますけれども、資料の基礎的情報で目録、台帳的な基礎的な情報も含めてでありますけれども、インターネット公開は12%ということにとどまっておるといところです。

また、一番下の丸にありますけれども、著作権に関わるのところでは、これは登録制度と関わるので言及いたしますけれども、登録博物館、また指定施設においては、こちらの著作権の優遇というんでしょうか、その対象になっているという法律、施行令とありますけれども、このことが十分知られていなかったり、また正しく理解されていないということも指摘されております。

では、次の3ポツの博物館DXの重要性について、3番目の丸で、ニーズとしては、この内閣府の世論調査においてもインターネットを活用した学習についての期待があるということとあります。図書館、博物館、美術館等で24.2%期待があるということです。これも言わずもがなということかと思えます。

では、さらに先に進みまして、4番をお願いしたいんですけれども、こちらは3番目の丸のところでは、先ほども取組としては低調であったということですが、やはり資料の収蔵品情報をデータベースとして、しっかり持つということが資料管理の基本になるということは、これもまた基本的なところであります。

さらに次の丸にあります。館同士の連携が促進される、また学術研究も進展するということが、そういった活用が期待されること。特に強調して書かれておりますが、次の学校教育の活用です。こちらはもう既に学習指導要領で、博物館、美術館などミュージアムの積極的な活用をうたっております。また、GIGAスクール構想で一人一台のタブレットが配布されているということもよく知られているかと思えます。こちらに博物館、美術館がコンテンツを十分に提供していくということが、大きく期待されるわけでありましてけれども、そこもまだ十分とは言えないということです。議論の中では、学習指導要領コードをつけて、収蔵品との結びつき、学校の先生がうまく活用するような方策を具体的に組み立てていく必要があるだろうということ、ここはいかにデジタルアーカイブ等、またオンラインコンテンツを活用していただけるかということ、一つ大事な論点ではないかと認識しております。

さらに進んでいただきまして、次のページの2番目の丸、このデジタル化の事業を実際に取り組むということで、論点として出されたのが、大学院や大学との教育活動と連動させ

るということであります。このこと自体が、デジタルアーカイブを学ぶ学生・院生にとっては非常に大事な教育の機会でもありますし、人材育成にもつながるということで、一つ期待される取組と位置づけております。

また、次の丸にあります。リアルとバーチャル、両方追求していくという効果的融合による鑑賞体験の多様化。これはどれだけ収益モデルになるかというのはあるんですけども、こうしたことも留意しながら、文化観光等にも資する取組というところも論点として一つ提示をしております。

さらに進んでいただきまして、「さらには」のところでは、やはりこのDXを活用することで、来館を前提としない利用者の増加ということも一つ大きな観点、論点になってくるのではないかとこのところでもあります。

以下に意義について整理をしております。繰り返しになるので省略いたしますけれども、資料の情報の保存と体系化、業務の効率化、さらには丸2番に行ってくださいまして、資料の公共化、調査研究の成果も含めたということで、これに関しては少し補足をいたしますと、災害時のバックアップ等、これなどは東日本大震災のレスキューなどでの教訓もあるかと思いますが、こうしたことにも生きていくということでもあります。また、博物館活動そのもののアーカイブ化をして、次につないでいくということも大事な一つの取組であろうということでございます。

丸3番については、先ほど申し上げた学校教育や生涯学習、地域の活力の向上、こうしたことへの促進ということで、2点目のところにありますが、やはり誰もがいつでもどこでも何回でも資料にアクセスできるということは、このDXを使った博物館活動、収蔵品の共有化の非常に大きな利点ではないかとも捉えております。

次に参りまして、では一体どうやって取り組んでいくかということも、各ステークホルダー、関係者ごとに整理をしているものでございます。各館・設置者レベル、現場レベルと設置者レベルということになりますが、こちらは、関係者含め、資料の所蔵者とかも含めた取組・理解が必要であろうということです。

3番目の丸では、DXの大前提、デジタル化そのものの、またオンライン化の環境整備ということで、実はタブレットとかPC端末が十分ではないとか、メールアドレスも施設として1つ持っているとか、Wi-Fi等の通信環境が不十分とか、ストレージの容量も心配だというような、この基礎的な条件整備というところも、果たしてどうなのかという課題があるという声も聞こえております。これについては、各施設設置者としての基礎的な条件整備と

いうことに御留意いただくことになるのであろうというところでございます。

さらに進んでいただきまして、各施設でデジタルアーカイブを構築するという一方で、丸2番ありますけれども、ジャパン・サーチや文化遺産オンライン、アートプラットフォームジャパンという国レベルでプラットフォームを構築しておりますが、ここにどんどんつないでいく、そしてより広く検索等の活用に資するというところも一つ大事な論点かと捉えております。

また、著作権については先ほども課題がありましたように、関係者の理解も必要なんですけれども、逆に制限のかからない資料について過剰な権利制限を行ってしまっている例もあり得るので、やはりバランスを取って何が妥当か、何が広く人々、国民の皆さんの提供できるのかというところも見極める必要があるかと思えます。

また、著作権法については公開・共有という方向で、もう毎年のようにどんどん変わってきております。この最新動向も、キャッチアップして共有するという仕組みづくりなども必要ではないかとも考えた次第です。

さらに進んでいただきまして、都道府県・広域ネットワークレベルに進みます。こちらは博物館法改正の議論でも、拠点・ハブということが一つキーワードになり、ネットワークをつくっていいのではないかとということが論点として出されました。DXについても同じで、都道府県またはそれを超えた広域レベルのプラットフォーム構築というところは一つ大事な取組になるのではないかとということで、先進事例などもあるという話も検討会の場でも出て、注記等でも信州の例などが紹介をされております。

次のところで、文化資源を有する様々な文化施設間連携、MLAK連携、MALUI連携、MULTI連携等いろいろありますが、こうしたことでミュージアムだけではない取組というのも、これから大事であらうというところが出されております。

また、次の丸にありますように、できれば各都道府県の博物館に対するDXの相談窓口、こういったことで研修ですとか助言をできるようなネットワークづくりや拠点化というところも一つ留意するところであらうという論点も出されております。

次に、分野・研究機関レベルでございますけれども、地域ではなくて館種や専門分野ごとの取組も必要であらうということ。また、2番目の丸にありますように、大学の研究所や研究室も含めた協力体制ということも、実際の取組も紹介していただきつつ、有用であるということも議論をした次第でございます。

次に進んでいただけますでしょうか。国レベルということでは、1番目の丸にありますよ

うに、デジタルアーカイブに関する基礎的なデータの標準化、こういったデータを取っていくのかということの整理も必要であろうということ。また、さらに活動を促進するための共通ルールの整備とか、ツールの開発・活用、また調査研究を行って、その成果をガイドラインや手引等にまとめるという次のレベルの取組が必要ではないかということがございます。注記にありますとおり、これは何か基準のような形で一律に水準を設定するというよりも、推奨される目安というかガイドライン、指針といったような形になるとは思いますが、何らかの手がかりがないと、現場も進めにくいというところがあるかと思いません。

次の丸で、専門人材の確保・配置で学芸員等の養成課程について。この学芸員の養成については、まさにこの部会の今後の課題としてあるところでありますので、こういった視点も出されております。

さらに先進事例です。ベストプラクティスの共有といったことも、具体に取り組むには大事な取組であろうというところも出されておるところでございます。

このページの最後の丸は著作権等の関係です。これもやはり分かりやすい手引等があっでどんどんアップデートしていかないと、なかなか現場の理解も進まないのかなというところで、一つの論点でございます。

次に進んでいただきまして、こちらはまとめのような形になっておりますが、今申し上げたようなことを、やはり国の取組として支援策が必要ではないかというところで整理したものでございます。

一番最後、6ポツになりますけれども、権利処理について、議論、論点が幾つか出されまして、ここにあるような事柄を中心に留意点として大事なところを挙げておりますが、先ほど申したようにもう少し踏み込んだガイドライン、またQ&Aのようなものも作って、共有していく必要があると考えた次第でございます。

少し長くなって恐縮ですが、博物館DXの検討会の報告については以上でございます。ありがとうございます。

【島谷部会長】 佐々木さん、ありがとうございました。

今、佐々木委員から御報告いただきました「博物館DXの推進に関する基本的な考え方(案)」について、意見交換を行いたいと思います。委員の皆様、基本的な考え方について、素直な感想でも構いませんので、御意見いかがでしょうか。意見のある方は挙手ボタンか手を挙げていただければ。

半田さん、挙手ボタンでしょうか。

【半田委員】 挙手はしていませんけれども。

【島谷部会長】 すみません。手は挙がっていなかったんですが、私の見落としでしたが、意見もいっぱいあると思いますので、まず口火を切っていただけるとありがたいです。

【半田委員】 そうですか。はい、ありがとうございます。日博協の半田です。

時間のなかで、佐々木さん以下よく細々としたところまでおまとめいただけたと思っております。大筋について、博物館のDXが必要だという意見については、コンセンサスは十分得られている点だと思っております。私は、基本的な方向性についてお話しいただいたことについて感想も含めて、幾つかコメントをさせていただきたいと思っております。

御指摘のあった著作権についてなんですけれども、これは登録制度の新しい展開の中で、あまりメリット、インセンティブとしては語られてきていませんけれども、佐々木さんも御説明されているように、著作権法に言う図書館等の「等」の中に含まれる博物館というのは、結局のところ登録博物館と相当施設、それから個別に申請して認められた博物館というカテゴリーにある博物館だけですので、いわゆる多くの類似施設として博物館活動を行っている博物館は、この著作権法における主に権利者の権利制限を受けられて情報発信ができるという博物館の対象にはなっていないという状況が、全く理解されていないという点は非常に著作権法上も問題ですし、博物館のこれからの登録制度の充実といったところについても非常に大きな懸念がある部分だと思いますので、この部分は、やはり博物館の中でも制度として周知を図っていく必要が非常にあろうと思っております。

それと感想としては、博物館活動自体のアーカイブというのは、これは非常に重要なことで、今後もこのDX化の中で重点を持って取り組んでいただきたいと思います。

一方で、佐々木さんが御説明を省略された海外の動向の中における、2015年のユネスコの国際勧告ですけれども、この中の一文の中にデジタル化の促進と必要性というものを非常に強く主張されておりますので、これは日本にも共通するところだと思うんですけれども、これから博物館のDX化を進めていくのに対して、ただし書というような意味合いで述べられている「電子化がコレクションの保存自体に取って代わるようなものというふうにみなされることがあってはならない」という一文がついています。これはやはり博物館の情報であるとか文化遺産全般について、そのデジタル化を進めていくということが、やはりオリジナルの情報の保全とは全く車の両輪としてやっていくべきものであって、取って代わるべきものではないというのは、これからの政策の基本にきちんと位置づけられてい

くべきではないかと思っています。

あと、最後ですけれども、この博物館のDX化をやはり制度として、日本全体の博物館に普及をさせて充実を図っていく上では、基本的な方針の御説明にもありましたけれども、やはり設置者の理解、都道府県を中心とする博物館を設置している側がこの方向について理解を示して、何らかの投資をしていくという体制が整っていかないと、なかなか現場までは届かないということがあると思うんですね。

ですから、やはりガバメント層がきちっと理解をして、マネジメント層がやはりきちっとリーダーシップを取ってこれを進めていく中で、学芸員含めて現場がきちっとそれを運用していくというところが必要かなと思ったのと、その一方で、やはり今の状態でも博物館の運営は課題満載の状態なので、これを進めていくために、じゃあ、今やっていることを犠牲にしていかななくてはいけないのかということでは本末転倒になってしまうので、やはり博物館の基本機能は充実させていくということがまず柱にあって、その充実に伴って生まれる成果をデジタル化していくというところも車の両輪として進めていくという方針が基本的に認識されて理解されていくというのが必要ではないかなと思いました。

取りあえず、以上でございます。ありがとうございました。

【島谷部会長】 半田さん、重要なことを発言いただきました。ありがとうございました。一番最後の基本機能の充実とともに推進するというのがもう一番大切だと思います。やらなければいけないことを置いてまでデジタル化をするというのは、本末転倒になると思います。その前におっしゃった設置者の理解というところですが、設置者の理解を得るためには、このデジタル化をすることによって基本機能の充実、仕事の効率化が図れるということを、設置者によりアピールするのが誰なのか。学芸員なのか、文化庁なのか、我々なのかということをもう少し明確にした上で設置者にアピールしないと、設置者も予算がない中でどうするかということをお苦勞されていると思います。実際問題として我々がデジタル化をして非常に便利になった部分がありますので、それをどうやってやるかということをおアピールしていくということが必要だなと思いました。

ほかの御意見でございますでしょうか。大変短い期間で丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございました。

またほかに意見をいただく時間もありますので、こここのところはワーキンググループがこれだけやってくださったということに感謝を申し上げて、じゃあ、次に移りたいと思います。今、いただいた意見を整理していただき、事務局が整理をしてくれると思います。

博物館DXに関連する令和5年度新規予算を、事務局のほうから最後に御説明をいただきたいと思います。

【事務局（中尾）】 それでは、事務局、中尾のほうから説明させていただきます。資料3の3枚目をお願いいたします。

上の段にMuseum DXの推進というのがございます。こちらが新規予算として要求しております、1億円の要求になっております。今、佐々木委員のほうからも御説明ありましたが、博物館法の改正によって、デジタルアーカイブの作成と公開、これが博物館の事業として加わったこと。それと、DXの検討推進委員会のほうでも御議論いただきました博物館における業務のDX化、こちらを進めていく必要があるということで、このデジタルアーカイブの作成・公開とDXに取り組む、こういった館の事業を支援するための補助事業として設定されております。

こうした中で、デジタル化されたデータを活用して所蔵資料の魅力発信や利活用を促進し、地域の社会課題解決や創造活動の促進を図っていく。また、館の業務フローの共有を図り、業務運営の効率化やサービスの向上を行うというのが趣旨でございます。

取組の例としまして、先ほど申し上げましたデジタルアーカイブ化の推進、その効果や発信ということが1つ。もう一つは博物館DXに関する人材育成、研修等を含む業務のDXによる学芸員の業務負担軽減を図る取組、これを進めていきたいと思っております。

これを進めるに当たっては、なかなか小規模館ではこのデジタル化というのが単独で取り組めないという状況もございますので、博物館が複数館、複数団体等で連携してデジタルアーカイブを整備していくといった取組を支援していく方向性で考えております。博物館は必要に応じまして、大学等の専門家や民間事業者の協力を得る。その中で、このデジタルアーカイブの形成、またDXに関する人材育成を進めていくということになります。

説明のほうは以上です。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。これについても意見があらうかと思いますが、次の課題に移らせていただきます。

議題の2つ目、改正博物館法の施行に向けて、改正博物館法施行に係る政省令の改正が公布されましたので、事務局から改正内容について報告をお願いいたします。

【事務局（山口）】 先週2月10日に、博物館法改正に伴う政令と省令の官報告示をさせていただきました。ここ2か月ほどの流れなんですけれども、昨年末から今年の1月11日まで、省令に関してパブリックコメントを募集いたしまして、その後、教育委員会の登録事

務を行う方を中心に、1月25日と2月1日に説明会をさせていただき、2月7日に閣議決定をして、先週10日に政令と省令の公布ということになりました。この間、ちょっとばたばたしておりまして、必ずしも委員の先生方に情報共有ができていなかったことを深くおわび申し上げます。

次のページをお願いします。去年改正いたしましたこの法律の中で、右側の主な改正内容の2番と3番のところに、もともと省令のほうに落とし込む形で登録審査の手続の部分、それから学芸員補の資格要件について省令等で規定をすることになっておりましたので、主にその部分について改正を行いました。

具体的には、まずこの施行規則、省令につきましては、左側の真ん中の青い帯のところ「博物館施行規則における規定事項」ということで、もともとこの施行規則は博物館に関する科目の単位、学芸員の資格認定、それから丸3番、博物館に相当する施設の指定ということで、この3つが大きな柱となっているんですけども、このうち今回に関しましては、下の緑色に囲った学芸員補の資格に係る整理等、これは学芸員補になるために関連する科目を取らなければならないというふうになったことに伴うものです。それから、都道府県が博物館の登録を行う際の参酌すべき基準の策定、博物館相当施設の指定や取消しに関する規定の整備ということで、主にこの3つを行いました。

具体的には、右側に改正省令ということで、学芸員補の資格に関する整理は18条のところ、それから都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準ということで、19条に博物館の体制に関すること、20条では職員に関すること、21条では設備・施設に関することを参酌基準として掲げました。23条から27条においては指定施設の指定手続、取消要件等について規定をしまして、構造としてはこの19条から21条というものが、これから都道府県のほうで登録するための規定を定めていくに当たって参酌する基準となりまして、同時に指定施設についても審査をしていただくことになるので、それについては基本的にはこの19条から21条を準じて用いていただくということを想定しています。

次のページ、これが学芸員補の資格が科目を履修したことによるということに変わったことによって、今見ていただいているのは左上に旧法と書いてあって、その次のページが新法と書いてあるんですけども、今まですべからく博物館に勤めて学芸員資格を持っていないその補助的学芸員も学芸員補としていたんですけども、その学芸員補について要件を少し格上げしましたので、それに伴って生じた変化を反映させたものになります。

あとは、大学の学士を取る、つまりこの何年かの間いろいろと手段が増えていきますの

で、そういったものを反映させた形で、新法において学芸員となる方法ということで条文ごとを一覧化したものなんですけれども、基本的には上3つ、大学もしくは短期大学、大学に2年に通って科目を履修して、それで学芸員になるということで、それ以外の方法として、文化庁の公営事業として試験認定、それから審査認定という形で補助的に学芸員の資格を出しているんですけれども、もともと始まった頃、昭和30年頃までは大学で学芸員課程を持っている大学は30校ぐらいしかなかったんですけれども、今は300大学ぐらいで学芸員科目を開講して、そこで大体年間で約7,300人ぐらいの学芸員が誕生しています。

それ以外の方法として、文化庁・文科省の公営事業として認定試験をやっているんですけれども、そこでは大体100名ぐらいの応募に対して約50人の合格というような数でございます。もともと試験認定や審査認定というのは、そういった昭和30年頃に、まだ学芸員が足らなかった頃にそれを補う形で始めたんですけれども、大学等での多様な資格取得の機会があることから、だんだん役割が変わってきたので、将来的にこの試験認定・審査認定を縮小できるように、規定に少し変えてございます。

次のページをお願いします。具体的に19条から21条の参酌すべき基準のところは、博物館の体制に関する事、職員に関する事、それから施設・設備に関する事なんですけれども、ここに関しては第3回の博物館部会の中でお示しいただいた内容をほぼそのまま使わせていただいています。いろいろ曖昧だということで都道府県の教育委員会の方からお声はいただいているんですけれども、今までのように通知を重ねて数値的な基準を重ねるのではなくて、トータルに見て博物館としての機能を満たした館について登録を、もしくは指定をしていただくということで、現状3分の2の類似施設を、なるべく多くこの博物館法の制度の中に入れていただきたいという思いで、こういった基準としてございます。

右側の24条が指定施設の基準、審査なんですけれども、これにつきましても具体的に都道府県の教育委員会が審査基準を定めるに当たっては、左側の19条から21条を参考にしていただくということで、そのような関係になってございます。もともとあった登録博物館における150日、指定施設における100日というのはそのまま踏襲してございます。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

続きまして、その他の報告事項として、令和5年度の博物館関係予算、税制などの全体像と、今年度からリニューアルした文化庁主催の学芸員等の研修の実施状況について、事務局から報告をお願いいたします。これも山口さんですか。

【事務局（山口）】 はい。引き続き、山口のほうから報告申し上げます。

今、水色の色のついたペーパーを見ていただいていると思うんですけども、この中で、私たちに関係するものは左上の1ポツの博物館機能強化推進事業という部分になります。先ほど中尾のほうで御説明申し上げたのは、この中の丸1のMuseum DXの推進、この部分についてお話をさせていただきました。この部分は補助金という形で申請をいただいて事業を支援していく形です。それから、このDXの下にある特色ある博物館の取組支援というのは、継続している、昔から言う地域と共働事業に相当するもので、先進的な取組、地域課題を解決する模範的な取組に対して、引き続き支援をさせていただきます。

そして、丸2番の新制度におけるミュージアム応援事業というのは、これは委託費という形で、文化庁のほうで、この新しい制度を盛り立てていくための幾つか事業を興して進めていくための費用として、9,500万円確保しているところです。

今、画面共有している税制のところなんですけれども、今年は地方税に関しまして税制改正要望をしまいったところなんですけれども、もともと登録博物館で公益法人であるところについては、固定資産税であるとか都市計画税が認められていたので、今回新しく法人類型として登録になることができる民間施設でも、登録になればこういった税制優遇が受けられるとして要望したんですけども、結果的には今表を見ていただいているとおりで、事業所税が認められたという状況です。ただ、これに関してもここまで認められたというのは、一つの大きな成果かなと考えております。

それからもう一点、これは都道府県に係ることなんですけれども、普通交付税の中で登録審査員がこれから増えることになりますので、その分の経費を普通交付税の中で増やしていただくということが認められました。

予算に関しては、以上です。

それで、あと研修ですね。

【島谷部会長】 はい、研修に関してもお願いします。

【事務局（山口）】 従来、文化庁では、今見ていただいている表の中でちょっと右下のほうに、従来令和3年度までというところで、黒文字で博物館長研修、ミュージアム・マネジメント研修、学芸員専門講座、それからミュージアム・エデュケーション研修という4つ直営で研修をしていたんですけども、今回博物館法の改正を受けて、やはり強弱をつける部分を変えていく必要があるだろうということで、ミュージアムトップマネジメント研修、それからミュージアムPR研修、文化をつなぐミュージアム研修ということで、研修を

再編いたしました。

この上にある赤いところが文化をつなぐ研修ということで、もともと博物館・美術館で事務系の若手職員が受ける研修がなかったので、まず博物館全体の概要を理解していただくために、こういった基本的なことをお伝えする研修を設けました。ただ、事務系職員といってもいろいろな形で博物館に人事異動などで職が替わる方がいらっしゃるの、別に若手に限らず、年齢等関係なく、中間管理職、館長クラスだって突然その職に就く方もいらっしゃるの、幅広い方が受講できるような研修ということで、オンライン形式で、12月1日から2日間にわたって300人ほどの受講者に講習をさせていただきました。

そして、先ほど館長のリーダーシップが重要になるということを強調していただいたんですけども、そのことをより強調するという意味で、トップマネジメント研修というものを10月5日から7日までの3日間、行いました。法改正への対応、マネジメント、事業評価・改善、そういったことについて、講師の方にお話をいただき行いました。このつなぐ研修、それからマネジメント研修のスタイルは、来年以降も続けていこうと考えています。

そして、今月末からなんですけれども、ミュージアムPR研修、パブリックリレーションということで、広報発信・地域交流、地域課題解決、デジタル化等に焦点を当てた研修を、今回は対面式で30人の受講生を迎えて行います。そして、いろいろな先生方にやはりお話をいただきますので、その座学の部分に関してはオンラインで公開をして授業を進めていく予定です。

その後ろに、これからやろうとしているパブリックリレーション研修のカリキュラムを参考に載せさせていただきました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今、事務局より博物館法改正に伴う政省令の改正と、各種支援事業について報告を受けました。本部会で議論した内容が盛り込まれている部分や、関係省庁との調整の結果、要望が通らなかった部分もあると理解しております。ただ、日本の博物館業界として大きな転換点として、令和5年4月1日の法施行を迎えられることを大変意義深いことであると思っております。また、4月1日以降も改正後の博物館や自治体へのフォローといったことも文化庁には強くお願いしたいと思っております。

それでは、議題の3でございます。来年度以降の本部会での検討事項について議論していきたいと思っております。

まず事務局より、まとめた資料について説明をお願いします。井上さんから。

【井上戦略官】 戦略官の井上でございます。資料5を御覧いただければと思います。

改正博物館法が、いよいよ今年の4月に施行されるということでございますので、それに向けて、地方公共団体、また博物館現場も準備を今進めていただいていると思っております。ところでございますが、施行の準備については、今御説明させていただいたように、ある程度進められてきておるところでございます。

一方で、今後の、また将来的な中長期的な博物館の在り方でございますとか、一昨年12月におまとめいただいた博物館部会の答申で中長期的な課題とされました、学芸員制度の今後の在り方などにつきましては、引き続き来年度以降の博物館部会で検討する必要があるかと思っております。

まず1つ目が、博物館の設置及び運営上望ましい基準の在り方でございます。これは博物館法第8条に基づきまして定められている基準でございます。御承知の方はいらっしゃると思いますが、一番最初は昭和48年に定められたものがございまして、そのときはかなり詳しくございまして、今はかなり大綱的になっております。これは必ずしも博物館でこうしろ、ああしろというものを定めているものではなくて、理想的な博物館の在り方の基準を定めているものでございます。

具体的な資料としては参考資料3で、一番後ろのほうについているので後で御覧いただければと思うんですが、例えば廃館したときの資料が散逸しないようにどう取り扱うかとかいうことも、強制的な登録基準としてはなかなか決め難いものがあるんですが、この望ましい基準の中では類似した館が引き受けるとか、近隣の館が引き受けるとか、そういうことが定められておまして、ネットワークを普段から組んでおくことが大事だということが言われておるところでございます。

今回、改正博物館法も受けまして、また、これは半田先生が詳しいのかもしれませんが、ICOMにおきまして、博物館の定義というのが昨年8月のプラハの大会でも見直されて、インクルーシブでございますとかダイバーシティとか、様々な新しい用語が入っているということ、あと先ほど佐々木委員のほうからも御説明がございましたが、博物館DXということで、今後基本的機能、調査研究でございますとか公開、教育、または収集・保存、そういう基本的機能は維持しながらも、デジタル化された社会に向けて、業務、公開、運営等も進めていかなきゃいけないということで、そういうところの理想的な部分についてどのように盛り込んでいくのかということについて、望ましい基準の在り方について御議論いただければなと思っております。

この望ましい基準については、直近では平成22年か23年だったと思うんですが、10年ほど前にやはり教育基本法に伴う博物館法改正がございましたときに一部改正されておりますので、約10年間、改正されていないわけですが、現代に合わせた、また将来を見据えて必要な部分を見直す必要があるのかなと思っているところでございます。

例えば今考えておりますのは、DXの部分で言うと、DX報告書の一番後ろのところ、資料1の参考資料に書いてあるような、DXで各館に求められる機能というものでございますが、この委員の先生方にまとめていただいた資料によれば、例えば今は博物館資料の目録、必ずしもデジタル化することまで、登録博物館として、指定施設としても求めてはいないんですが、今後は望ましいという方向に多分なっていくんじゃないかと。例えばデジタル化していただくのを望ましい基準にするとか、あと一定のレベルであればそれを公開していただくとか、そういうことも基準の中に明確化していったらどうなのかなとか。

あと、次のページ、そのレベルもあまり細かいところまでやると、博物館と言っても美術館から本当に考古学の歴史館から様々、資料の量も質も扱いも様々だと思いますので、本当に資料レベルまでやるとかなり緻密な作業、膨大な作業を強いることになると思いますので、どこまでのレベルで公開すればいいかというのを、その基準でも明確にした方がいいのかどうかとか、そういうようなことについても御議論いただければと思っております。あくまで強制ではなく、望ましいというような基準の在り方。

ただ、やはり先ほど佐々木委員のほうからも、また半田委員のほうからもお話がありました。基本的機能の在り方は維持しながらも、望ましい方向についてある程度一定の基準を国でも示して設置者のほうに要請していくというか、その設置者、各都道府県・各市町村、また私立の法人の方々に認識していただくという上でも、そういう基準の示し方というのが必要ではないかなと思っているところでございます。それが1つ目でございます。

続きまして、資料5に戻って2つ目でございますが、学芸員制度の今後の在り方に係る検討でございます。学芸員制度については、御承知の方がほとんどだと思いますが、博物館部会におきましても2年間いろいろな角度から御議論いただきましたし、また日本学術会議、日本博物館協会、また様々な民間の関係団体からも提言をいただいて御議論いただいたんですが、なかなか集約するというのが難しく、今回の改正博物館法のほうでは、学芸員の資格要件については中長期的な課題とするということで、載せられなかったわけですが、一方で学芸員補については、従来高卒でなれるというところについて、必ず学芸員に関する9科目19単位を学んでから学芸業務に就いていただく、博物館現場に出

ていただくという形で見直しをしまして、今回の省令でもそれを反映させた形になってございます。

それとともに、ここのポツにございますように、博物館専門職員という形で、改正法の中でも研修についてかなり充実していこうという規定ぶりを入れておりまして、国・都道府県の教育委員会の研修の充実ということで、学芸員だけではなくて、それ以外の博物館の保存ですとか教育ですとか、様々な専門職員に向けた研修による資質向上策について提言がされておりまして、博物館自体も大まかな業務の3条の第1項の中に研修というのをきちっとやってくださいということが言われておりまして、今日の博物館DXの中でもそういうデジタル化、DXの研修について必要だということが提言されているわけでございます。

今後、学芸員制度の資格要件の見直しを検討していくことは必要だと思っておりますが、同時並行でこういう資質向上策、私どもでできる研修でございますとかDXの部分については地道にやらせていただこうと思っておりますが、大学とも連携をさせていただきまして、また博物館の現場とも連携させていただいて、さらなる資質向上策について検討していきたいと思っております。

また、資格制度については、ちょっと今まで検討していなかった視点として、ほかの省庁の認定制度なども参考になるのではないかなと思っております。例えば厚生労働省の資格で社会福祉士という国家資格がございますが、それを民間団体のほうで認定社会福祉士、認定医療ソーシャルワーカーという形で、社会福祉士もやはり学芸員のようにかなり基礎的な資格の中で、理論的なものから実際的なものまでかなり幅広い職種というか職に就いている方がいらっしゃいますので、それを反映した形で認定制度というのを民間のほうで出されているというものもあります。そういうのもちょっと参考にできないかなと今考えているところでございまして、この辺は特に私どものほうで考えているということでございますので、委員の先生方からこういう視点も必要じゃないかとか、ああいう視点も必要じゃないかというような御意見いただければ、それも検討させていただきたいと思うんですが、やはりもう2年間、かなり議論をしておりますので、今まで従来の方向だけでの検討だけではちょっとなかなか前に進まないのではないかと思いますので、それ以外の視点での検討も必要じゃないかなと思っております。

3つ目の丸は、先ほど申し上げました改正博物館法が4月から施行されますので、必要に応じてフォローアップして、都道府県・市町村の状況も調査等で把握しながら、困ったことはないか、また博物館現場のほうでお困りのことがないか、そういうものが生じた場合

にはきめ細かく対応していきたいと思ひますし、また、学芸員補の資格要件を見直ししてありますので、現職の学芸員補の方でお困りの方がいらっしゃいましたら、そういう方々にもきめ細かく対応していきたいと思ひております。

以上でございますが、取りあえず私どものほうで来年度以降考へております博物館部会の検討事項について御説明させていただきました。御意見いただければ幸いです。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、今、井上戦略官からの説明を受けまして、各委員の方々から御意見をいただきたいと思ひます。挙手ボタン並びに手で合図をしていただきましたら、発言をいただきます。よろしくお願ひいたします。

浜田委員から挙手ボタンがありますので、浜田先生、お願ひいたします。

【浜田部会長代理】 桜美林大学の浜田です。よろしいでしょうか。

【島谷部会長】 はい、どうぞ。

【浜田部会長代理】 この部会で引き続き学芸員制度の在り方を検討できるということで、安心いたしました。引き続き学芸員制度の論議もぜひ進めていきたいと思ひております。

それからもう一点ございまして、その他で出すべきお話かもしれませんが、博物館法施行規則のことで、質問といいますか確認したい点がございまして。時間のこともありますので、2点に絞って確認したいと思ひます。まず今回のパブリックコメントが出されたのが12月27日、終了が1月11日ということで、実は私のような大学人ですとその期間が全く冬休みになっておりまして、なかなか論議できる時間がなかったということがあります。また、官公庁とか一般企業についても、その間、恐らく1週間は年末年始休暇ですので、なかなかそのコメントを出すといつても論議ができなかったのかなと思ひておりますが、その点について、なぜその年末年始になってしまったのかということをお説明いただけたらと思ひております。

また、前回の部会は7月と記憶しておりますが、それから今回の部会まで半年ほどありましたので、その間、博物館部会を開く予定はなかったのかということも改めて確認できたらと思ひております。

もう一つ、2点目なんですが、今日の参考資料に学芸員の認定試験が2年に一回になったということについてのお答えが添付されているので、これはこれでいいかと思うところで

すが、もう一点、私は学芸員養成をしている立場として気になりましたのが、国家試験での学芸員科目の選択科目の削減が今回盛り込まれたことです。

確かに私の記憶では、7月の会議のときに資料として出ていて見ております。ただ、受験者にとっては科目数削減というのはとてもうれしいことであると思うのですが、私たちのような大学での学芸員課程を運営する者にとっては、実は大きな問題になっておりまして、任意科目なんです、ほとんどの大学で学芸員資格を取らせるために選択科目を設けております。

その根拠として使ってきたのが、国家試験に選択科目があるからということになります。これが廃止となると大学の養成はどうしたらいいかというのが課題で、実際何人かの学芸員養成担当教員から私のほうにも問合せがあったりしました。その辺をこれからどうしたらいいか個人的に困っているところで、何か御助言をいただけたらと思っているところでもあります。そのようなこともありまして、もしできましたらその辺の御説明をいただけたら幸いかと思います。

私からは以上です。

【島谷部会長】 御意見、質問ありがとうございました。学芸員資格制度についての論議を進めるというのは確認をしていただきまして、これはやらなければいけないことだというふうに認識しております。質問が大きく2つありましたので、これについて、文化庁から御返事いただける方がいましたら、お願いいたします。

【井上戦略官】 戦略官の井上でございます。

まずパブリックコメントの件でございますが、私どもは規定上、1か月パブリックコメントするというのが言われておるところでございますが、十分に説明した場合には2週間程度にできるということになっております。その2週間という日については、特段年末年始が駄目だということは言われておりませんので、ほかの省庁の中にも年末年始にかけまして御提示させていただいたところもございますし、また、過去に文化芸術基本計画などについても年末年始に御提示をさせていただいて、御意見をいただいたということもございます。

また、今回省令につきまして、年末年始にもかかわらず、八十数件以上御意見をいただきまして、それについても、今回省令の公布に合わせまして、きちっと報告をさせていただいたので、特段問題ないかと思っているところでございます。

2番目につきまして、資格認定試験の選択科目でございますが、今回選択科目については

なくさせていただきました。私どもは博物館の9科目19単位、これはしっかりしていく必要があると思っておりますが、先ほど山口のほうからも御説明させていただきましたが、現在、学芸員の養成課程につきましては既に約300大学のほうでやられているということで、資格認定の試験認定でございますとか審査認定というのはもう極めて補助的、学芸員養成で養成される学芸員の1%に達するか達しないかという数でございますので、2年に一回とする方向で改正しております。

そのうち選択科目、そもそも選択科目を何にするかというのは、大学のほうでお決めになっていただくことでございます。昔からこういう文化史でございますとか美術史とか考古学等となっておりますが、もう今や博物館というのも幅広く様々な館種が出てきております。DX等も進んでおります。またいろいろな課題があるかと思えます。それは大学のほうで受け止めていただいて、博物館に関する科目に何を選択科目として必修にするか、または全くしないのか。それはもう大学のほうで大学の使命、またはその学芸員を養成するその大学のポリシー、そういうものを踏まえて大学においてお決めいただくのかなと思っております。

今回は私どものそういう補助的な資格認定試験の位置づけという観点から、選択科目というのは廃止させていただきます、どちらかといえば国としては国の研修ですね。学芸員に関する研修というのをもっと充実していこうという形でシフトしていきたいと考えております。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

浜田先生、今のお答えで大丈夫でしょうか。

【浜田部会長代理】 はい、分かりました。引き続いて学芸員制度について論議があるということですので、そこでさらに深めていけたらと思います。

【島谷部会長】 今、質問の中でお答えがなかったのが、博物館部会が7月に開催されて、今回までなかったのはなぜかというのがありました。

【井上戦略官】 特段、そもそも私どもも博物館部会が5月と6月と7月に開催をさせていただいて、そこで博物館に関する改正博物館法で、4月に公布された後に省令でございますとか、あと今後の政策、その時点での予算でございますとか税制とか研修とかの方向性については、その7月の時点である程度御議論いただいたのかなと思っていたところでございます。

その後、私どものほうで8月に予算、税制についての要求というのをいたしまして、9月から11月、12月とかけまして関係省庁と調整をさせていただいて、今回御報告させていただいた内容が決まった、政府の案として今決まって、国会で一部御審議させていただいているものもございますが、そういう形で決まったということございまして、私どもの認識としては7月までに御議論をさせていただいて、しっかりそれを踏まえて、政府として関係省庁と調整をさせていただいたという認識でありました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。浜田委員、大丈夫でしょうか。

ほかに御意見のある方。半田さん、手が挙がっている。半田委員、お願いします。

【半田委員】 ありがとうございます。日博協の半田です。

まず今の浜田委員の意見にちょっと補足的な苦言的感想ですけども、今御説明いただきましたけれども、やはりちょっと感じるのは、7月の部会で、確かに学芸員の資格認定については文化庁から資料が出されて、審査認定の問題と、それから選択科目も御提示されて、そういう方向で検討していくということは部会で承認されたというふうに記憶をしているんですけど、そのときに私も発言として、やはり資格を失う人が出ないようにこれは配慮していかななくてはいけないというようなことも含めて、その方向性はいいけれども検討していきましょうという話だったというふうに私は記憶しているんですけども、その後、施行規則のパブコメで出された資料に至るまでの、特に資格の養成に関わっている全博協さんと文化庁がシェアリングをされたのかとか、あるいは協議の場を持たれたのかというのは非常に気になるところで、それがパブコメに付されたその案に対して、全博協さんからも懸念が示されたということは、やはりコミュニケーションの問題もあって、これから継続的に学芸員のことを審議していくというところであるならば、やはり文化庁さんと、それから全博協さんの信頼関係って非常に重要なところだと思うので、そこを損ねないできちっとつくっていきけるような方向で、これからもお取り組みいただきたいなと思ったところが一つ感想です。

あと、ちょっと御説明いただいたこれからの部会での審議事項の中で、施行に向けての資料で御説明いただきましたように、日博協も文化庁から受託している事業の中で、2月1日に説明会を開かせていただいたんですけども、非常に多くの御意見、御心配を頂戴している現状があります。

その中で、都道府県等の教育委員会から寄せられている、私のほうにお聞かせください

ている意見としては、参酌基準は示していただいて非常にありがたかったという感想の一方で、これから都道府県等が独自に審査基準をつくっていくとなると、やはりこの部会でも最初の頃、議題に挙がったと思うんですけども、全国の都道府県間で温度差なり差異が生じてしまう部分の調整が必要ではないかという意見が結構多く聞かれております。

この辺については、また日博協も独自で都道府県等がどのような最終的な審査基準をおつくりになっていくのかというのは調査していこうとは思っているんですけども、こういったところにも目を向けながら、やはり国としては地方自治の問題もあるので、あまり踏み込めないところについては業界中心で少しリサーチをして、一定課題が生じるのか、あるいはうまくいくのかというところをフォローしていかなくてはいけないかなというふうに思っているところです。

それともう一つ、13条の有識者については、文化庁さんとも協議を重ねながら、やはり現状の都道府県等の教育委員会で持っていらっしゃる既存リストに該当するようなその対象者というのが、どうしても文化財保護の御専門の方とか、考古学とか歴史学の分野の大学の先生とか、そういう方のリストが多いということをおっしゃるところも多いので、積極的にこの制度を前向きに拡充していくためには、ぜひ現場の実務経験者の中で学識を持っていらっしゃる方が参画できるように、このリストは充実を図っていかなくてはならないというふうに日博協としても考えていますので、また委員の方たちの御協力も得て、文化庁さんと御相談して拡充を図っていきたいと考えているところです、引き続きまた継続的にお取り上げいただければなと思っているところです。

以上でございます。

【島谷部会長】 井上さんから。

【井上戦略官】 すみません。学芸員の資格認定試験につきましては、先ほど申し上げたように、基本、大学で今もうほとんどの学芸員資格が取られているんですね。それは半田さんは御存じだと思うんですよ。そういう中で、昭和30年代のときの事情と今の事情は全然違うなということで、確かに一部の方からパブリックコメントで御意見がありましたけれども、一方で今回の施行規則に賛成をするというような御意見とかもたくさんございました。資格認定、それで取りこぼす人がいないというようなことでございますが、現在その放送大学の科目履修でございますとか、通信制大学等でも取れるようになっているということで、代替手段も整っております。7月にお示しして以来から全く反応がなかったということもございますので、私どもとしては昨年の末に今回の案を示させていただいたと

いうことでございます。

コミュニケーションは当然ながら十分取っていきたいと思っておりますし、今回も案ができたときに、案は全大協でございますとか日博協にも当然お送りしておりますし、学会等にもお送りしていきたくと思っております。今後とも必要なコミュニケーションは十分取っていきたくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【島谷部会長】 半田さんから、2つ目に質問というか意見が出た、都道府県でも温度差があるけれども、それについては。

【井上戦略官】 都道府県につきましては、確かに私も何度か説明した限りでは、もっと明確な基準をつくってほしいというような御意見をいただいております。ただ、これは半田委員も御存じのとおり、この博物館の登録事務というのは地方自治法上の自治事務でございます、これはどういうことかという、都道府県、政令指定都市で行うべき本来的な事務なんですね。そういうものに対して、国のほうで細かい基準をつくるというのは、本来的な趣旨と異なりますし、また今、従来博物館部会でも議論されていたのは形式的な基準ではなくて、実質的な中身で判断していこうということでございますので、今回の参酌基準を出させていただきましたし、従来ありました面積ですとかそういうものについての基準は、数値は廃止をするという形にさせていただいたところでございます。

都道府県に対しては、日博協のほうでも相談体制を進めていただいておりますので大変ありがたいと思っておりますが、私どもも日々質問をいただいておりますので、それにきめ細かく返していきながら、施行が順調に進むようにしていきたいと思っておりますし、何か大きな問題等がありましたらまたその時点で考えていきたいと思っておりますが、法の趣旨、また地方自治法上での登録業務の位置づけ等も踏まえまして、まずはこの基準というのが妥当だと考えておるところでございます。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。3つ目に有識者についての意見が出ていたと思うんですが、文化財関係者、考古、歴史以外の実務経験者も加えるようにしたらどうかというような半田さんの意見だったと思いますが、審査に当たる有識者というのは何人かという決まり、縛りはありましたでしょうか。

【井上戦略官】 いや、特に法令上は、学識経験者について人数の縛りはございませんですし、その会議形式でやるとかそういうこともございませんで、都道府県・政令指定都

市のほうでどういう形で聞くかというのは、その都道府県・指定都市の御判断によるものでございます。

都道府県の中には、場合によってはその都道府県の中の職員で文化財に詳しい方、その分野に詳しい方がいらっしゃる場合にはそういう方を活用するというのもあろうかと思えますし、全く見識がない動物園でございますとか水族館とか植物園とかそういうものがあつたときに、日博協のほうから頂いた資料を頂くとか、そういうので補強していくというようなこともあると思えます。そこら辺は柔軟に考えていく必要があるということは、地方自治体、都道府県・指定都市のほうにもお伝えをしているところでございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。この審査に関しても自治業務の一環であるということの理解でよろしいでしょうか。

【井上戦略官】 そうでございます。

【島谷部会長】 ということなので、こちらからというか、国のほう、文化庁のほうから登録の審査に当たる有識者について何人というか、形の上では文化財関係者、何とか関係者ということで2人とか3人あつたほうが望ましいことは望ましいんでしょうけれども、そこまで立ち入らないという御返事だったというふうに今私は理解しました。

もうかなり予定された時間になってきておりますが、もう一方ぐらい何か御意見ございましたら、手が挙がっている方はいらっしゃいませんか。ありがとうございます。今後、ちょっと発言しそびれたという方がございましたら、事務局にお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。来年度以降の検討事項について、幾つか案が出てまいりました。案の中には学芸員資格、学芸員についてのごともございますので、事務局とも調整しながら、本部会で建設的な議論をしていきたいと思っております。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【事務局】 委員の皆様、オンライン参加で不都合等があつた場合は事務局までお申しつけください。

次回の日程ですが、来年度になると思えますが、また別途調整の上、開催したいと思っております。よろしくお願ひします。

【島谷部会長】 それでは、第4期第4回の博物館部会を閉会といたします。本日は御協力いただきまして、ありがとうございます。

— 了 —